

東海学生オリエンテーリング連盟主催行事に関するアウトライン

(趣旨)

- 1 条 このアウトラインは、東海学生オリエンテーリング連盟（以下、東海学連）の主催する行事（以下、学連行事）の概要を定めるものとする。

(対象)

- 2 条 対象となる行事は、次の通りとする。

- ・東海学連定例戦
- ・東海学連合宿
- ・東海学連セレクションレース

その他、加盟員の競技力向上や交流促進のための行事で、東海学連幹事会（以下、幹事会）が承認したもの。

(管轄)

- 3 条 学連行事は、幹事会が責任を持って管轄する。

(主管の委任)

- 4 条 幹事会は、学連行事の主管を加盟員、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連）評議員および賛助会員個人又は、これらを含む団体に委任することができる。ただし、相手側の承諾を必要とする。

(主管者)

- 5 条 削除

(担当幹事)

- 6 条 幹事長は行事ごとに担当幹事を指名することができる。主管者は特別な経費（レンタカーの使用等）を要するとき、何か問題が生じたとき、担当幹事を通して幹事会と指示を仰ぐこと。

(業務内容)

- 7 条 削除

(実施計画)

8条 主管者は、行事の実施計画書を作成し、行事の2週間前までに東海学連事務局に提出しなければならない。

日本学連活動報告書にある、大会・練習会・合宿届は、所定の書式で東海学連事務局長に提出すること。

(経費)

9条 主管者は、参加者より参加費を徴収し、経費に充てることができる。

(決算)

10条 決算において黒字が生じたときには、主管者に10分の6、東海学連会計に10分の4ずつ配分する。赤字が生じたときには、東海学連会計が全額負担する。支払いについては東海学連会計運用細則に従うこと。

平成19年11月 8日制定

令和5年3月31日改定